

平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	3	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	都市再生緊急整備地域等において取得する一定の新築家屋に係る特例措置の廃止	
見直し内容 (概要)	都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域において中高層耐火建築物である住宅以外の特定の用途に供する家屋を新築した場合の不動産取得税について、課税標準から10分の1を控除する制度を、平成24年3月31日を以て廃止する。	
〔関係条文〕	〔地方税法附則第11条第10項〕	
増収見込額	+411 (－) (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	平成22年度税制改正大綱において、本特例について「2年延長の上、廃止する」とこととされていることに従い、廃止するものである。	